

広島県告示第百十九号

次の上欄に掲げる者から、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があった。
 なお、指定漁船に係る指定漁船調書は、次の下欄に掲げるとおり縦覧に供する。

令和六年二月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

上		欄		下		欄			
発起人の住所及び氏名	加入区	法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称	縦覧期間	縦覧場所	広島市南区丹那町六一一 松中 清信	黄金山南	広島市漁業協同組合	令和六年二月八日 令和六年二月二日	広島市漁業協同組合
広島市南区日字那町二一八					坪井 郁男				
広島市南区丹那新町三一九					古月 達三				
広島市南区南大河町一七一七 一五					谷岡 幸信				
広島市南区丹那町一八二〇 一					河野 巧				
広島市南区北大河町一七一六					和田 美仁				
広島市南区丹那町三二二八					山村 浩志				
広島市南区丹那町三二三七					島田 輝敏				